

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 3 年 9 月 17 日 富山地方法務局高岡支局 登記官 齋藤 幸弘
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第2302-2020-0096号	氷見市余川字田中 4 9 7 7 番 5
第2302-2020-0118号	氷見市余川字曲 1 2 9 8 番
第2302-2020-0124号	氷見市余川字田中 4 9 7 7 番